

自治会を設立するには…



(一般的な流れです)

自治会をつくろうと思っている地域みなさんに声をかけ、自治会設立へ向け意見を確認しましょう。



自治会の区域を決めて、加入世帯をとりまとめましょう。



会則の案(①)、会員名簿(②)をつくりましょう。



設立総会を開催し、自治会の役員や会則を決定しましょう。



市(生活環境課)に設立届(③)と会員名簿、会則、区域図(自治会の場所が分かる地図)をご提出ください。

自治会の設立ってそんなに難しくないでしょう?
①②③は市のホームページからダウンロードできます。
ご利用くださいね。



～自治会への各種助成～



自治会設立補助金…自治会を設立したとき1回に限り補助

50世帯未満 5,000円

50世帯以上 100世帯未満 10,000円

100世帯以上 15,000円

自治会育成費…毎年300円×加入世帯数(4月1日基準)

自治会集会場整備補助…集会場の建設や土地取得費用の30%を補助

自治会防犯灯電気代補助…建設課に申請し自治会で設置した防犯灯の電気代を市で負担



自治会の設立・各種助成に関するお問い合わせは…

丸亀市 市民生活部 生活環境課

☎ 0877-24-8809 へ